

## 15 教育・研究

列部門	8211-01	学校教育（国公立）★★
行部門	8211-011	学校教育（国公立）★★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類911「小学校」、912「中学校」、913「高等学校」、914「高等教育機関」、915「特殊教育諸学校」、916「幼稚園」及び917「専修学校、各種学校」のうち、国・地方公共団体が設置する学校の活動を範囲とする。

なお、放送大学学園の活動は本部門に含まれる。

I S I C : 「8010 初等教育」、 「8021 一般中等教育」、  
「8022 専門・職業中等教育」、 「8030 高等教育」、  
「8090 成人及びその他の教育」

〔品目例示〕

小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、専修学校、各種学校

〔注意点〕

学校に付属する図書館は本部門に含まれるが、学校に付属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に分類される。

列部門	8211-02	学校教育（私立）★
行部門	8211-021	学校教育（私立）★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類911「小学校」、912「中学校」、913「高等学校」、914「高等教育機関」、915「特殊教育諸学校」、916「幼稚園」、「専修学校、各種学校」のうち、国及び地方公共団体以外の者が設置する学校の活動を範囲とする。

I S I C : 「8010 初等教育」、 「8021 一般中等教育」、  
「8022 専門・職業中等教育」、 「8030 高等教育」、  
「8090 成人及びその他の教育」

〔品目例示〕

小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、専修学校、各種学校

〔注意点〕

「8211-01 学校教育（国公立）★★」と同様。

列部門	8213-01	社会教育（国公立）★★
行部門	8213-011	社会教育（国公立）★★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のうち、国・地方公共団体が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

I S I C : 「8090 成人及びその他の教育」、 「9231 図書館及び公文書館サービス業」、 「9232 博物館及び史跡・歴史的建築物の保護」、 「9233 植物園・動物園及び自然保護活動」

〔品目例示〕

公民館、図書館、博物館、美術館、動・植物園、水族館、青少年教育施設、社会通信教育

列部門	8213-02	社会教育（非営利）★
行部門	8213-021	社会教育（非営利）★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のうち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

I S I C : 「8090 成人及びその他の教育」、 「9231 図書館及び公文書館サービス業」、 「9232 博物館及び史跡・歴史的建築物の保護」、 「9233 植物園・動物園及び自然保護活動」

〔品目例示〕

公民館、図書館、博物館、美術館、動・植物園、水族館、青少年教育施設、社会通信教育

列部門	8213-03	その他の教育訓練機関（国公立）★★
行部門	8213-031	その他の教育訓練機関（国公立）★★

（文部省）

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」、9192「職業訓練施設」のうち、国・地方公共団体及び一部の特殊法人等が設置する職員訓練施設及び職業訓練施設の活動を範囲とする。

I S I C : 「8090 成人及びその他の教育」

〔品目例示〕

職業訓練校，航空保安大学校，防衛大学校，警察大学校，自治大学校，気象大学校，通商産業研究所研修部，消防学校

列部門	8213-04	その他の教育訓練機関（産業）
行部門	8213-041	その他の教育訓練機関（産業）

（文部省）

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」，9192「職業訓練施設」のうち，国・地方公共団体及び一部の特殊法人等以外の者が設置する職員訓練施設及び職業訓練施設の活動を範囲とする。

I S I C : 「8090 成人及びその他の教育」

〔品目例示〕

電気通信学園，料理学校（専修学校，各種学校でないもの），洋裁学校（専修学校，各種学校でないもの），自動車教習所（専修学校，各種学校でないもの）

列部門	8221-01	自然科学研究機関（国公立）★★
行部門	8221-011	自然科学研究機関（国公立）★★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類921「自然科学研究所」の活動のうち，国・地方公共団体の研究機関及び特殊法人等が行う自然科学に関する実験，試験，研究等の活動を範囲とする。

I S I C : 「7310 自然科学及び工学に関する研究・試験的開発業」

〔品目例示〕

理学研究所，工学研究所，農学研究所，医学・薬学研究所

〔変更点〕

本部門の概念・定義・範囲に特殊法人等の活動を追加。

〔注意点〕

国公立学校に附属して設置される研究機関の活動は，本部門に含める。

列部門	8221-02	人文科学研究機関（国公立）★★
行部門	8221-021	人文科学研究機関（国公立）★★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類922「人文科学研究所」の活動のうち，国・地方公共団体の研究機関及び特殊法人等が行う人文科学に関する調査，研究等の活動を範囲とする。

I S I C : 「7320 社会・人文科学研究・試験的開発業」

〔品目例示〕

人文科学・社会科学研究所

〔変更点〕

本部門の概念・定義・範囲に特殊法人等の活動を追加。

〔注意点〕

国公立学校に附属して設置される研究機関の活動は，本部門に含める。

列部門	8221-03	自然科学研究機関（非営利）★
行部門	8221-031	自然科学研究機関（非営利）★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類921「自然科学研究所」の活動のうち，私立学校に附属して設置される研究機関及び民法第34条の法人が設置する研究機関が行う自然科学に関する実験，試験，研究等の活動を範囲とする。

I S I C : 「7310 自然科学及び工学に関する研究・試験的開発業」

〔品目例示〕

理学研究所，工学研究所，農学研究所，医学・薬学研究所

〔変更点〕

本部門の概念・定義・範囲に民法第34条の法人が設置する研究機関の活動を追加。

列部門	8221-04	人文科学研究機関（非営利）★
行部門	8221-041	人文科学研究機関（非営利）★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類922「人文科学研究所」の活動のうち，私立学校に附属して設置される研究機関及び民法第34条の法人が設置する研究機関が行う人文科学に関する調査，研究等の活動を範囲とする。

I S I C : 「7320 社会・人文科学研究・試験的開発業」

〔品目例示〕

人文科学・社会科学研究所

〔変更点〕

本部門の概念・定義・範囲に民法第34条の法人が設置する研究機関の活動を追加。

列部門	8221-05	自然科学研究機関（産業）
行部門	8221-051	自然科学研究機関（産業）

（文部省）

日本標準産業分類の小分類921「自然科学研究所」の活動のうち、下記①、②を除く機関の自然科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

- ① 国・地方公共団体の研究機関及び特殊法人等（国公立学校に附属して設置される研究機関を含む。）
- ② 私立学校に附属して設置される研究機関及び民法第34条の法人が設置する研究機関

ISIC：「7310 自然科学及び工学に関する研究・試験的開発業」

〔品目例示〕

理学研究所，工学研究所，農学研究所，医学・薬学研究所  
〔変更点〕

本部門の概念・定義・範囲から特殊法人等及び民法第34条の法人が設置する研究機関の活動を削除。

列部門	8221-06	人文科学研究機関（産業）
行部門	8221-061	人文科学研究機関（産業）

（文部省）

日本標準産業分類の小分類922「人文科学研究所」の活動のうち、下記①、②を除く機関の人文科学に関する調査、研究等の活動を範囲とする。

- ① 国・地方公共団体の研究機関及び特殊法人等（国公立学校に附属して設置される研究機関を含む。）
- ② 私立学校に附属して設置される研究機関及び民法第34条の法人が設置する研究機関

ISIC：「7320 社会・人文科学研究・試験的開発業」

〔品目例示〕

人文科学・社会科学研究所

〔変更点〕

本部門の概念・定義・範囲から特殊法人等及び民法第34条の法人が設置する研究機関の活動を削除。

列部門	8222-01	企業内研究開発
行部門	8222-011	企業内研究開発

（文部省）

企業が、事物・機能・現象などについて新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行う創造的な努力及び探究の活動を範囲とする。

なお、企業が製品（商品）の生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行う研究開発の活動も含まれる。

ISIC：該当なし

〔品目例示〕

- (1) 企業の研究所・研究部などで行われる本来的な活動

ここで、本来的な活動とは、研究に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告などを行う。したがって、研究の実施に必要な機械、器具、装置などの工作、動植物の育成、文献調査などの活動も含む。

- (2) 企業の研究所以外、例えば、生産現場である工場などでは、上記(1)の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動

〔注意点〕

本部門は、科学技術研究調査（指定統計第61号）の「会社等」の研究活動のうち、特殊法人の行う活動を除いたものを範囲とする。